

平成30年10月25日

株主各位

神奈川県平塚市田村八丁目21番9号
さが美グループホールディングス株式会社
代表取締役社長 西 脇 秀 雄

株式併合後の端数株処分代金お支払いに関するご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は平成30年8月28日開催の臨時株主総会において、「株式併合の件」が承認可決され、平成30年9月30日を効力発生日として4,360,222株を1株に併合いたしました。本株式併合により、1株に満たない端数につきましては、その端数の合計数に相当する株式を会社法その他の関係法令に従って売却し、売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。端数が生じた株主の皆様には、平成30年9月29日の最終の当社株主名簿において株主の皆様が保有する当社株式の数に150円を乗じた金額に相当する金銭を交付申し上げる予定です。但し、売却にあたって裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

なお、端数株処分代金のお受取りにつきましては、お手数ながら後記「2. 端数株処分代金のお支払い方法について」をご高覧のうえ、平成30年11月16日までにお手続きくださいますようお願い申し上げます。

末筆ながら、これまでの当社へのご支援に、心より御礼申し上げますとともに、今後もこれまでと変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 端数株処分代金お支払いにかかる主な日程について

端数株処分代金お支払いの日程に関しましては、下記のとおりとなりますのでご注意ください。

年 月 日	日 程	備 考
平成30年9月30日（日）	株式併合効力発生日	
平成30年11月16日（金）	端数株処分代金振込指定書 ご提出期限	指定口座へのお振込みをご希望の場合は平成30年11月16日（金）までに必ずご提出ください。
平成30年12月14日（金） （予定）	端数株処分代金に関する 書類発送日	端数株処分代金をご指定の方法により平成30年12月17日（月）にお支払い開始予定です。 裁判所の許可日その他手続き上の理由等により、書類発送日及びお支払い開始日が変更となる可能性があります。

2. 端数株処分代金のお支払い方法について

端数株処分代金のお支払いについては、「端数株処分代金に関する書類」を平成30年12月14日に株主様のお届出住所またはご指定の場所あてにお送りする予定です。

端数株処分代金は、株式数比例配分方式をご選択の株主様以外へは、ご指定いただいている当社株式配当金のお受取り方法によりお支払いいたします。同封の「端数株処分代金振込指定書」のお取扱いにつきましては、以下お手続きをご確認ください。

(1) 配当金のお受取り方法について口座振込をご指定いただいていない株主様

- ・お振込みによるお受取りをご希望の場合（ゆうちょ銀行口座を除きます。）
→同封の「端数株処分代金振込指定書」をご提出ください。
- ・上記指定書のご提出のない場合
→「端数株処分代金領収証」等をお送りいたします。（ゆうちょ銀行窓口等において現金でのお受取りとなります。）

(2) 配当金のお受取り方法について口座振込をご指定いただいている株主様（単純取次方式、登録配当金受領口座方式）

- ・配当金振込指定口座でお受取りをご希望の場合（ゆうちょ銀行口座を除きます。）
→お手続きは不要です。
- ・上記口座以外でお受取りをご希望の場合（ゆうちょ銀行口座を除きます。）
→同封の「端数株処分代金振込指定書」をご提出ください。

(3) 配当金のお受取り方法について証券会社口座をご指定いただいている株主様（株式数比例配分方式）

端数株処分代金を証券会社口座へお振込みすることができません。

- ・金融機関口座へのお振込みによるお受取りをご希望の場合（ゆうちょ銀行口座を除きます。）
→同封の「端数株処分代金振込指定書」をご提出ください。
- ・上記依頼書のご提出のない場合
→「端数株処分代金領収証」等をお送りいたします。（ゆうちょ銀行窓口等において現金でのお受取りとなります。）

<法人の株主様へ>

端数株処分代金が5万円以上となる法人の株主様につきましては、「端数株処分代金振込指定書」のご提出のない場合、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口等でのお支払いのお受取りが可能な「振替払出証書」によるお支払いとさせていただきますので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、「振替払出証書」は、印紙税法別表第1課税物件表17号2に該当するため、ゆうちょ銀行での現金お受取りの際、収入印紙（200円）の貼付のほか、取引時確認資料のご提示等を求められる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

端数株処分代金振込指定書のご記入・ご提出方法については裏面をご覧ください。

<端数株処分代金振込指定書提出期間>

平成30年10月26日（金）から平成30年11月16日（金）

3. 端数株処分代金振込指定書のご記入・ご提出について

下記記入例をご参照のうえ、同封の「端数株処分代金振込指定書」に必要事項をご記入いただき、ご押印欄にご押印のうえ、下記の郵便物送付先あてにお送りください。

なお、同封の返信用封筒をご使用の場合には、郵送料は不要となります。

<記入例>

日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください。

記入日をご記入ください。

さが美グループホールディングス株式会社 端数株処分代金振込指定書
株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 御中

端数株処分代金は右記指定のとおりお振込みください。

(ご注意)
1. 右記太枠内にご記入いただき、ご押印欄にご押印のうえ、ご提出ください。
2. 端数株処分代金のお受取り方法ならびにお手続きについては、同封の「株式併合後の端数株処分代金お支払いに関するご案内」をご参照ください。

日中のご連絡先 03-1234-5678

100-0005
千代田区丸の内1-4-1
信託太郎


ご所有株式数
999 株

××年××月××日

※ゆうちょ銀行は指定できません。

銀行		△△ 支店	
○ ○ 信金・農協 信組・労金			
金融機関番号	店番号	預金種目	口座番号
		①普通・総合 ②当座 ③定期	0 1 2 3 4 5 6
金融機関	フリガナ	シンタク タロウ	
口座名義人	氏名	信託太郎	

6525 999999999
株主番号



ご押印

ご押印ください。
ご本人様名義以外の口座へお振込みをご指定の場合は、ご本人様の実印をご押印いただき、印鑑証明書を添付してください。

お振込み先金融機関名、支店名をご記入ください。
該当の預金種目に○をし、口座番号、口座名義人名をご記入ください。口座名義人にはフリガナも必ずご記入ください。
ゆうちょ銀行は指定できませんのでご注意ください。

<ご注意>

- 支店名相違や記入漏れ等によるお振込み先の確認ができない場合は、「端数株処分代金領収証」等でのお支払い（ゆうちょ銀行等において現金でのお受取り）とさせていただきます。
- お振込みによるお受取りをご希望の場合は平成30年11月16日（金）までに必ずご提出ください。ご提出のない場合は「端数株処分代金領収証」等でのお支払いとさせていただきます。
- 原則ご本人様名義の金融機関口座をご指定ください。
ご本人様名義以外の口座へお振込みをご希望の場合は、ご本人様からのご指示であることを確認させていただきますので、ご押印欄に実印をご押印いただき、印鑑証明書を同封のうえご返送ください。
- ゆうちょ銀行へのお振込みはできません。

4. 郵便物送付先及び本件に関するご照会先

<郵便物送付先>

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 諸届担当

<本件に関するご照会先>

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
照会先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）